

令和 5 年 9 月

議 案

珠 洲 市

議 案 目 次

議案第 6 2 号	令和 5 年度珠洲市一般会計補正予算（第 5 号）		
議案第 6 3 号	令和 5 年度珠洲市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		
議案第 6 4 号	令和 5 年度珠洲市病院事業会計補正予算（第 1 号）		
議案第 6 5 号	令和 5 年度珠洲市水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 6 6 号	令和 5 年度珠洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）		
議案第 6 7 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	-----	1
議案第 6 8 号	珠洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-----	2
議案第 6 9 号	珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-----	3

議案第 67 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 32 年珠洲市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「救急勤務」の次に「又は入院管理」を加え、「並びに医事研究」を「又は医事研究」に、「又は薬剤師」を「若しくは薬剤師」に改め、同条第 2 項第 5 号の表中「病院長」を「院長」に、「100 分の 35」を「100 分の 40」に、「100 分の 30」を「100 分の 35」に、「100 分の 20」を「100 分の 25」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(7) 入院管理手当 入院患者の管理にかかる退院時要約の作成（退院日翌日から 14 日以内に作成されたものに限る。）1 件につき 3,000 円を支給する。

第 24 条中「第 7 条」を「第 5 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項及び同条第 2 項第 7 号の改正規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 5 年 9 月 1 日以後に退院する患者にかかる退院時要約の作成に従事する職員に対し支給する特殊勤務手当について適用する。

提案理由 業務の特殊性や困難度を鑑み、総合病院において入院患者の管理を行う医師に対し、患者 1 名につき 3,000 円を支給する「入院管理手当」を新たに設けるとともに、医師の処遇改善を図るため、「研究手当」の支給割合を見直すもの。

議案第 6 8 号

珠洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

珠洲市固定資産評価審査委員会委員 新傳博文は、令和 5 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

記

選任すべき委員

珠洲市熊谷町 1 1 の部 6 番地 2

新 傳 博 文

昭和 3 0 年 2 月 2 3 日生

令和 5 年 9 月 5 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

議案第 69 号

珠洲市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

珠洲市教育委員会委員 葛原秀史は、令和 5 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

任命すべき委員

珠洲市飯田町 17 部 49 番地

葛 原 秀 史

昭和 42 年 8 月 22 日生

令和 5 年 9 月 5 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕